

役員報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 あじさいの家

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あじさいの家の定款第2章第5条に規程する評議員及び定款第4章第17条に規程する役員に（理事、監事及びをいう）係る報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員報酬は原則として役職にあることによつてのみ支給せず無報酬とする。ただし、各種会議（理事会、評議員会、正副理事長会、理事・監事打ち合わせ会）出席者については、日当として1回につき2,000円を支払う。

(費用弁償の額)

第3条 役員が会議等に出席した場合に掛かる費用（交通費をいう）を費用弁償として次のように支払う。

(1) 自家用自動車を使用の場合

自宅から会場までの距離（往復）1kmにつき30円を乗じる。高速道路利用の場合は、その利用料を支払う。

(2) 公共交通機関利用の場合

実費（特急料金を含む）を支払う。

(準用)

第4条 役員がその職務遂行のために止むを得ず役員以外の補助員を随行させた場合は、第2条及び第3条の規定を準用することとする。

(改正)

第5条 この規定の施行に関し、必要な事項の定め及び改正は、理事長が理事会に諮り行ふ。

附 則

この規定は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。